

Ⅲ 参考資料編

1 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例 条文

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個々の責務（第3条―第9条）

第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策（第10条―第13条）

第4章 自転車安全安心利用促進計画（第14条）

第5章 自転車安全安心利用促進委員会（第15条）

第6章 雑則（第16条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止および自転車の利用環境の整備についての個々の責務、施策等について規定することにより、自転車の安全で安心な利用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2の自転車をいう。

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。

(3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。

(4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。

(5) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。

(6) 自転車事故の保険等 自転車に起因する事故により生じた損害を填補するための保険をいう。

(7) 地域交通安全活動推進委員 道路交通法第108条の29の地域交通安全活動推進委員をいう。

第2章 個々の責務

（市の責務）

第3条 市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めなければならない。

3 市は、自転車の利用環境の整備に努めなければならない。

4 市は、前3項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携し、および協力するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の方法について理解を深め、自転車の安全で安心な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全な利用に必要な技能および知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その保護する子（15歳以下の者をいう。）に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する指導を行うよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 市内の小学校および中学校（特別支援学校の小学部および中学部を含む。）は、その在籍する児童または生徒に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を実施するよう努めなければならない。

2 市内の高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校および大学は、その在籍する生徒または学生に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の販売または点検もしくは整備を行うに当たっては、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策

(自転車安全安心利用教室)

第10条 市長は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、自転車安全安心利用教室を開催するものとする。

(道路環境の整備)

第11条 市長は、国、滋賀県および関係機関と連携し、歩行者、自転車、自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めなければならない。

(自転車安全安心利用指導員)

第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要がある

と認められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

(自転車事故の保険等)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体または財産の損害を填補することができるよう、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車利用者に対し、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第4章 自転車安全安心利用促進計画

(自転車安全安心利用促進計画)

第14条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進を図るため、自転車安全安心利用促進計画を策定するものとする。

2 市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、自転車安全安心利用促進計画の変更について準用する。

第5章 自転車安全安心利用促進委員会

(自転車安全安心利用促進委員会)

第15条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置するものとする。

2 自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 自転車安全安心利用促進計画の策定および変更（規則で定める軽微な変更を除く。）に関する事項

(2) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項

3 自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項について意見を述べることができる。

4 自転車安全安心利用促進委員会は、委員15人以内で組織する。

第6章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

2 草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次のように改正する。
別表第1 草津市自転車安全利用検討委員会の項を削る。